

## 国民健康保険財政への国庫負担の増額等を求める意見書

国民健康保険は誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の「最後の砦」として、その根幹を成す我が国の重要な社会保障である。しかし、その加入者は低所得や前期高齢者の方々が多いため、所得水準が低い一方で一人当たりの医療費が高いという特徴があり、今回の税率改定案では、国保財政の健全化を達成するまでには至っていない。

令和5年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税は構造的問題を抱えている」と指摘している。そもそも、本土との所得格差が大きいことに加え、さらに物価高騰などで県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として、改善が緊急に求められている。

国においては、平成30年度の制度改革に伴い、低所得の方々への保険料軽減措置として約3,400億円規模の公費拡充を行っているところであるが、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加に対し、その財政支援は未だ十分とは言えない状況にある。本来、国民健康保険の構造的な課題は、国が社会保障制度として責任を持って解決すべきものであり、制度の安定的かつ持続的な運営を図るためには、更なる抜本的な財政基盤の強化が不可欠である。

よって、本市議会は、国民皆保険制度を将来にわたって堅持し、国保加入者の過度な負担を防いで地域医療を確保するため、国に対し下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 全国と比較した沖縄県における現状として、前期高齢者の加入割合が低いため前期高齢者交付金が少ない、出生率が高いため保険税の負担能力がない子どもの加入割合が高い、低所得の加入割合が高いため多くの世帯において保険税の負担が重い状況となっていることから、自治体の特殊事情に配慮した財政支援を行うこと。
- 2 将来の医療費の増額を見据え、国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営が可能となるよう、定率国庫負担割合を引き上げるなど、国の責任において国庫支出金の抜本的な拡充を図ること。
- 3 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国保法第44条、第77条（地方税法第717条）に基づく一部負担減免、保険料減免において、要件を緩和し、周知を徹底すること。
- 4 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。
- 5 市町村独自の負担軽減策を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月25日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

内閣府沖縄振興局長